

○佐賀県警察スクールサポーター運用要綱の制定について（例規通達）

平成19年3月28日

佐本少発第52号

改正 令和2年11月4日佐本務発第935号

このたび、別添のとおり、佐賀県警察スクールサポーター運用要綱を制定し、平成19年4月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

スクールサポーターの適正かつ効果的な運用を図るため、新たに要綱を制定するものである。

2 制定の要点

- (1) スクールサポーターの任務について定めた。
- (2) スクールサポーターの活動及び活動上の留意事項について定めた。

別添

佐賀県警察スクールサポーター運用要綱

第1 目的

この要綱は、学校における少年の非行防止、児童等の安全確保対策等に従事する会計年度任用職員（以下「スクールサポーター」という。）の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 任務

スクールサポーターは、自らの知識、経験等を生かした活動を積極的に行うことにより、少年の健全育成等を図ることを任務とする。

第3 スクールサポーターの勤務等

- 1 スクールサポーターは、警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課に所属し、学校での活動を基本とする。
- 2 警察署長は、学校から要請のある場合又は必要と認める場合は、学校にスクールサポーターを派遣するものとする。
- 3 スクールサポーターは、派遣された学校に常駐し、又は重点的に学校を巡回するものとする。
- 4 スクールサポーターは、その業務を適正に推進するために警察署長の必要な指揮監督を受けるものとする。

- 5 スクールサポーターは、その活動を行うに当たっては、身分証明書（別記様式）を携帯し、身分証明書の提示を求められたときは、これに応じなければならない。

第4 スクールサポーターの活動内容

スクールサポーターは、次の活動を行うものとする。

- 1 いじめ、校内暴力事案等非行防止に関する指導、助言等
- 2 児童等の安全確保及び非行、犯罪被害防止等の対策
- 3 学校周辺における犯罪、事故等に関する情報発信
- 4 その他少年の健全育成上必要と認められる活動

第5 留意事項

警察署長は、スクールサポーターの運用に当たり、次の事項に留意するものとする。

- 1 学校関係者、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携した効果的な運用を図ること。
- 2 学校等における非行、犯罪被害等の情報を的確に把握し、各種事案に応じた適切な運用を図ること。
- 3 スクールサポーターが職務遂行に当たり、危害を受けるおそれのあるときは、警察署員を同行させるなど受傷事故防止を図るための必要な措置を講じること。

第6 報告

- 1 警察署長は、スクールサポーターの毎月の活動結果を警察本部長に報告するものとする。
- 2 警察署長は、スクールサポーターが取り扱った特異な事例及び好事例等について、その都度、書面により警察本部長に報告するものとする。

別記様式(第3関係)

表面

第 号	
佐賀県警察スクールサポーター身分証明書	
所 属	2. 5cm 写真 2. 2cm
氏 名	
生年月日	年 月 日生
佐賀県警察本部長 印	

8. 5cm

5. 5cm

裏面

配置(更新)年月日	勤 務 部 署	所属長印

別記様式（第 3 関係）